

復職に向けての手引き（主治医向け）

総務部人事課厚生係

本市では復職に向けて、産業医、産業カウンセラー、保健師等の健康管理スタッフが、職場の上司と協力し、職員からの相談や、主治医との連携などを通じて、職場復帰をサポートします。職場復帰支援の流れを「病休及び休職中の支援」から「職場復帰後の支援」までの4段階に区分し、支援に努めます。

第1段階：病休及び休職中の支援

療養中の職員には、回復が順調に進むために主治医の指示に従い、通院、服薬、療養に努めるようお願いしています。また、医療機関と協力・連携できるよう、人事課長は「長期療養を開始する職員に関する情報提供書」（様式第1号）を作成し、職員を通じて、療養中及び職場復帰に関する参考情報について情報提供させていただきます。

なお、職員の健康管理上の措置区分を健康管理審査委員会で判定するために、病状聴取、主治医の診断書が必要となります。

<病状聴取> 休職開始時、休職中（3か月ごと）

<診断書> 病休及び休職中（期間が途切れることなく提出）

第2段階：職場復帰準備期の支援

職場復帰に対する職員の不安の軽減を図り、円滑な職場復帰を支援するため、職場復帰に向けた試し出勤に取り組むことも可能です。（試し出勤の詳細は別紙を参照してください。）

職場復帰をするためには、「職員自身に就労意欲があること」及び「主治医が職場復帰可能と判断していること」を前提として、「毎日確実に出勤し、所定労働時間内勤務が可能な状態であること」が必要となります。

第3段階：職場復帰時の支援

復職を希望する場合は、試し出勤の利用の有無に関わらず、病状聴取、診断書（「復職可能の提出が必要となります。これらを参考に、健康管理審査委員会において、復職可否の判定を行います。

第4段階：職場復帰後の支援

職場復帰された後も、必要な場合は、健康管理スタッフが職員と定期的に会い、相談を行うなど、サポートを継続します。また、産業カウンセラーのカウンセリングを受けることも可能です。

連絡先：総務部人事課厚生係健康管理担当

電話：●

FAX：●

email：●